

核種	試料区分	濃度 (Bq/kg)	
放射性ヨウ素	飲料水 (注1)	300	
	牛乳・乳製品 (注2)	300	
	野菜類 (根菜・芋を除く)	2000	
	魚介類	2000	
	粗飼料 (乳牛用)	70 (実重量)	
	粗飼料 (肥育牛用)	農産物の出荷制限地域以外で生産 (注3)	
	粗飼料 (乳牛、肥育牛以外の牛用)		
放射性セシウム	飲料水	10	
	牛乳	50	
	乳児用食品	50	
	一般食品	100	
	飼料	豚用	80 (製品重量)
		家きん (にわとり、うずら) 用	160 (製品重量)
		馬用、牛用	100 (製品重量)
		養殖魚用	40 (製品重量)
	粗飼料は水分含有 8 割ベース		
		きのこ原木	50 (乾重量)
		菌床用培地及び菌床	200 (乾重量)
	加熱調理用	薪	40 (乾重量)
		木炭	280 (乾重量)
		肥料・土壌改良資材、培養土	400 (製品重量)
	肥料原料汚泥	200	
	原料汚泥として評価 (脱水汚泥又は焼成した汚泥として)	1000 (注4)	

注 1 : 乳幼児の摂取について、100 Bq/kg を超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること。

注 2 : 100Bq/kg を超えるものは、乳児用調整粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること。

注 3 : 野菜類の放射性ヨウ素が暫定規制値 (2000 Bq/kg) を上回っていない地域

注 4 : 原料汚泥の放射性セシウム濃度が施用する農地土壌以下であり、かつ、1,000 ベクレル/kg 以下であれば、汚泥肥料の原料として使用できる。汚泥の排出者が自ら汚泥肥料の生産・販売を行っており、かつ、し尿の収集や排水の集水区域内に肥料を施用する場合に限定。

## 食品中の放射性セシウムの新たな規格基準

平成 24 年 4 月から適用

核種	区分	区分に含まれる範囲	濃度 (Bq/kg)
放射性セシウム	飲料水	直接飲用する水 調理に使用する水 水との代替関係が強い飲用茶	10
	牛乳	牛乳、低脂肪乳、加工乳、乳飲料 (注1)	50
	乳児用食品	乳幼児用調整粉乳 乳幼児用食品 (ベビーフード、おやつ等) 乳幼児向け飲料 (注2) その他 (服薬補助ゼリー、サプリメント等)	50
	一般食品	上記以外の食品 (注3)	100

## &lt;備考&gt;

- ・注1：乳酸菌飲料、ヨーグルト、チーズは、一般食品
- ・注2：飲用茶に該当するものは飲料水基準
- ・注3：製造食品、加工食品については、原料の状態、製造、加工された状態それぞれで一般食品の基準値が適用されます。但し、次の①、②の食品については以下のような例外規定があります。

## ①乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜など水戻しを行い食べる食品

原材料の状態と食べる状態（水戻しを行った状態）で一般食品の基準を適用する。

- \*：のり、煮干し、するめ、干しぶどう等の乾燥させた状態でそのまま食べる食品は、原料の状態、製造、加工された状態（乾燥した状態）それぞれで一般食品の基準を適用する。

## ②茶、こめ油など原料から抽出して飲む、又は使用する食品

原料の状態では基準値の適用対象としない。

茶は、製造、加工後、飲む状態で飲料水の基準を適用する。

米ぬかや菜種などを原料とする油は、油で一般食品の基準を適用する。

- ・注4：新しい基準への移行に際し準備期間が必要な食品には、一定期間の範囲で経過措置期間を設定する。

## ご注意

1：新基準に違反した場合には、罰則規定があります。

## 下さい!

2：基準値を超過する食品を混合し、放射性物質を希釈することで基準を満たすことは認められません。